

厚生労働大臣が定める掲示事項等

当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。原則として付き添いをご遠慮いただいておりますのでご了承ください。

療養病棟入院基本料 1（342 床）

（1 日看護配置数は全体で 52 人以上であり、かつ 1 日介護配置数も 52 人以上です。
また、各病棟夜間時間帯は最低 2 名以上、うち 1 人は看護職員により看護を行なっております
なお、受け持ち患者数は各病棟に掲示しております。）

療養病棟療養環境加算 2

（1 病室につき 4 床以下であり、病室の床面積は患者さま 1 人につき、6.4 m²以上です。また、機能回復訓練室・談話室兼食堂（患者さま 1 人につき 1 m²以上の広さ）・浴室を設けております。）

胃瘻造設時嚥下機能評価加算

（胃瘻造設前に検査による嚥下機能評価の結果に基づき、医師より胃瘻造設の必要性、今後の摂食機能療法の必要性及び方法、胃瘻抜去または閉鎖の可能性等について患者さま又はそのご家族さま等に十分な説明および相談を行った上で胃瘻造設術を実施しております。）

CT 撮影及び MRI 撮影

（16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT を設置しております。）

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

（専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を配置し、患者さまの個々の症例に応じて、種々の回復訓練を行っております。）

入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）

（管理栄養士によって管理された食事が適時＜夕食は午後 6 時以降＞、適温にて提供しております。また、適切な療養環境の形成に努めております。）

認知症ケア加算 3

（「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、専任の医療情報システム安全管理責任者を配置し、定期的に必要な情報セキュリティに関する研修を行っております。）

診療録管理体制加算 3

（病棟において、認知症ケアに関する適切な研修を受講した看護師を最低 3 名以上配置し、認知症症状を考慮した看護計画およびせん妄対策に関するチェックリストを作成し、当該計画を実施するとともに、定期的にその評価を行っております。）

データ提出加算 1 及び 3 イ（医療法上の許可病床数が 200 床以上）

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

入院ベースアップ評価料

上記届出事項の他、厚生労働大臣が定める下記の内容の基準を満たしております。

1、入院診療計画

（医師、看護師等共同で策定した計画書を入院した日から 7 日以内に説明し文書により交付しております。）

2、院内感染防止対策

（院内感染防止のため、各病室入り口に消毒液等を設置する対応策等を講じております。）

3、医療安全管理体制

（医療安全管理体制に関する院内基準（指針）を定め、安全管理のための委員会を設置しております。）

4、褥瘡対策

（褥瘡対策チームを設置し、褥瘡対策に必要な体圧分散式マットレス等を適切に選択し使用する体制を整えております。また、褥瘡に関する危険因子のある患者さま及び既に褥瘡を有する患者さまに対し、褥瘡対策に関する診療計画を作成し、褥瘡対策を実施し、その評価を行っております。）

5、栄養管理体制

（栄養管理計画に基づき、常勤管理栄養士とその他関係職種が共同して患者さまの栄養管理を行っております。）

6、意志決定支援

（患者さま・ご家族に適切な説明と話し合いを行い、人生の最終段階をその人らしい最期を迎えられる様、本人の意思決定を尊重し医療・ケアを提供することに努めております。）

7、身体的拘束最小化対策

（身体的拘束最小化のための指針を定め、専任の医師および看護職員から構成される身体的拘束最小化チームを設置し、職員に対し周知活用、定期的に研修を実施しております。）

2024 年 6 月 1 日

札幌市手稲区西宮の沢 4 条 4 丁目 18 番 11 号

医療法人 札幌緑誠病院 TEL011-683-1199